

令和7年度第1回食の安全安心と食育審議会 議事要旨

- 日 時 令和7年8月 18日（月） 10:00～12:00
- 場 所 ラッセホール サンフラワー（神戸市中央区中山手通 4-10-8）
- 出席者 別紙名簿のとおり

○ 議事要旨

1 あいさつ（保健医療部 山下部長）

兵庫県保健医療部長の山下でございます。本日は本当にお暑い中、また大変お忙しい中、令和7年度第1回となります食の安全安心と食育の審議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。また平素より、兵庫県の県政、特に、保健、医療の政策の推進につきまして、多大なるご理解をいただいていること、改めて感謝申し上げたいと思います。

2023年5月に新型コロナウイルス感染症が5類になり、行動制限が解除されて2年を経過したという状況で、人、物の流通がコロナ前に戻ってきております。その中で、関西万博等も開催されるなど、インバウンドの方々もたくさん兵庫県に来られておりまし、もちろん海外だけではなくて、国内からもたくさんお見えになっております。また、様々なライフスタイルの変化或いはニーズの変化によって食生活もかなり変わっています。こういう状況の中において、県民の食の安全安心に対する関心は大変高く、この食の安全安心と食育に関する取り組みがますます重要さを増していると考えているところでございます。

ところが、残念なことにやはり食中毒というものが、今年もかなり多くなっておりまして、ここ3年ぐらいずっと増加傾向ではございますけれども、昨年1年間で35件でございました食中毒の件数が、本年上半期だけで、もうすでに30件となっております。また、仕出し弁当等による大規模な食中毒が起こったこともあり、患者数も2,800名弱とかなり多い状況でございます。ノロウイルスが多いですが、それ以外にも、鶏肉の不完全な加熱によりますカンピロバクターであったり、様々な食中毒が報告されているところであります。我々は食中毒の予防教室等を通じて、衛生意識の醸成に努めるとともに、監視指導を強化して、食の安全安心を確保することとともに、何か起きたときは県民に正しい情報をしっかりと伝えていきたい、このように考えているところでございます。

また、食育に関しましても、長年課題になっております、食塩の過剰摂取であったり、高齢者の低栄養、若い女性の極端な痩せ、若い方々の偏った栄養、朝食の欠食など、様々な問題というものがまだまだ解決できずに残っている状況でございます。そこで、兵庫県は自然に健康になれる食環境づくりに取り組み、産学官連携であります、「ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト（BE WELL）」を立ち上げさせていただきまして、健

康的な食品等の情報に接したり、あるいはそういう食品そのものに接する機会をふやすという取り組みを進めています。また、若い方の食に対する問題というものがやはりかなり大きな課題でございますので、大学生向けの朝食摂取率の向上プロジェクト、これらにおいて創意工夫をして、しっかりとした朝食の重要性等を発信しているところでございます。やはり食育というのは大変大切な課題でございまして、これから人生 100 年時代を迎えるにあたっては、基本中の業務でございますので、これらの施策を今後もより一層推進して参りたいと思います。

このような考えのもとに、兵庫県では食の安全性・信頼性の確保、並びに健全な食生活を営む力を育みます食育を一体的に進めるために、平成 18 年に食の安全安心等食育に関する条例を制定させていただきました。この条例に合わせまして、食の安全安心と食育審議会を設置しているところでございます。令和 8 年度までの 5 年計画として、現在の第 4 次推進計画が進行中で、令和 9 年度以降の新しい第 5 次の計画についても、この審議会で諮問していただいて、今のものより、より良い計画にブラッシュアップして参りたいと思っております。本日、様々な立場でお集まりいただいた皆様方からの忌憚なきご意見をいただきまして、実り多き計画を作るための有意義な会になるよう、心から祈念いたしまして私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

2 審議会成立の報告と委員の紹介

食の安全安心と食育審議会は、食の安全安心と食育に関する条例に基づき開催しており、過半数（委員 16 名のうち 12 名出席）の出席があり、食の安全安心と食育に関する審議会 規則第 6 条 3 項の規定により、本審議会が成立していることを報告した。

また、令和 7 年度に新たに委員に就任された渡部世志恵委員、有馬英一委員、井上紀代美委員を紹介し、引き続き会長は芦田均委員、また、会長代理につきましては、三宅眞実委員にお願いした。

3 第 5 次食の安全安心推進計画及び食育推進計画に関する諮問書の手交

現在の「食の安全安心推進計画」及び「食育推進計画」は第 4 次計画で令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 カ年計画となっており、令和 9 年度以降は新たな推進計画を策定する必要がある。これらの計画の策定は「食の安全安心と食育に関する条例」において、本審議会の意見を聴くものとすると規定され、知事からの諮問を受け本審議会から答申し、県として計画を策定することとなっており、山下保健医療部長から芦田会長に「食の安全安心推進計画(第 5 次)」及び「食育推進計画(第 5 次)」の策定に対する諮問書を手交した。

以後の進行については、「食の安全安心 と食育審議会規則」第 5 条 3 項『会長は会務を総理すること』に基づき、芦田会長に引き継いだ。

4 議事（報告事項）

（1）食の安全安心と食育に関する条例及び審議会について

（事務局）

初めての委員の方もおられますので、「食の安全安心と食育に関する条例」及び「食の安全安心と食育審議会」について説明します。

国際化の進展や科学技術の発展等により、様々な食品が流通し、豊かな食生活を享受できるようになった一方で、食の安全性が損なわれる事件が発生しています。また、生活環境等の変化に伴う食生活の多様化により、生活習慣病の増加や、伝統的な食文化の消失が懸念されており、我々は、食に関する正しい認識や理解を深め、正しい食生活を築き、健康増進する食育を推進する必要がございます。このような社会背景のもと、国では平成15年に食育安全基本法を、兵庫県では平成18年4月に食の安全安心と食に関する条例を施行しました。

条例では、第1条に、食の安全安心食育の推進に関する基本理念を定め、第2条から第5条におきまして、県、事業者、市町及び県民の責任、責務、役割を明確化しております。第6条で定める推進計画に基づいて、第7条から具体的な取り組みの方向性、安全基準等に関する事項というものを定めております。これらの事項に関する食の安全安心及び食育に関する施策につきまして、関係課が横断的に連携し、総合的に推進していくこととなっております。

また、本条例に基づきまして、平成18年に食の安全安心と食育審議会を設置しており、その所掌事務につきましては、第6条第3項で食の安全安心推進計画及び食育推進計画の策定または変更についての審議に関すること、第8条第2項で（必要に応じ）食品等の安全基準の設定または変更についての審議に関すること、そして、附則4でその他食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議に関することとなっております。委員の皆様の任期は2年、今年度はその2年目に当たります。今年度の審議会は本日を含めて2回、その専門部会である食育推進部会及び食の安全安心推進部会は、各1回ずつ開催する予定といたしております。

（2）「食の安全安心」及び「食育」推進計画(第4次)を踏まえた取組状況について

①食の安全安心推進計画(第4次)を踏まえた令和6年度の取組実績と令和7年度の取組計画

資料1、3に沿って令和6年度の取組実績について事務局から説明。

○審議要旨

（井上笑花委員）

2ページ目の環境創造型農業について、化学肥料や農薬を低減することは、手間がかかり、また、人手や高額な機械の貸し出し等も必要になってくるため、私は金銭的な支援が多少必要になると思います。今後、兵庫県ではどのように対応していくのか、何

かありましたら教えていただきたいです。よろしくお願ひします。

(事務局)

環境創造型農業は、化学合成農薬や化学肥料を可能な限り低減していこうというもので、そのため、慣行農業と比べ、手間や経費は当然かかってきます。県の対応としましては、技術センターで開発した技術の現場での実証や普及に取り組んでいます。掛かりまし経費につきましては、有機農業に転換する際の資材購入費等を助成するというのもございます。また、国の制度でも、環境保全型農業を進めるにあたり、例えば、化学肥料の代わりに堆肥を使う場合等に助成するという直接支払制度もございまして、国や県の制度を組み合わせて、推進しています。

(井上笑花委員)

それは新しく始められる方だけではなく、継続的に取り組まれている方にもそのような支援が行われているのでしょうか。

(事務局)

はい。国の直接支払制度につきましては、継続して取り組まれている方に対しても支援できる制度となっております。県の制度も、新たな品目を導入される場合は、継続対象となります。

(芦田委員)

これに関して、兵庫県では「コウノトリ育む農法」が結構代表的で、幸い、コウノトリも増えてきましたので、他のことも含めて、拡大していっていただければと思います。

(三宅委員)

資料3の4ページ（5）について、大規模調理施設に対する監視の数が減っていて、その理由が紅麹関連事件の対応という話であったのですが、その一方で、その関連の対応というところが記載されていないので、具体的にどういうことをされたのかをお聞かせいただきたい。なぜそういう話をしているのかというと、冒頭でもありましたが、食中毒事例は確実に増えてきていて、特にノロウイルス関係は確実にどんどん増えてきており中で、大規模調理施設というのは非常に重要な監視対象になるので、そのあたりのバランスも含めて教えていただけたらと思います。

(事務局)

紅麹については何分、全く新しい分野での食中毒で、その紅麹自体がサプリ以外の食品にも広がったこともあり、その状況の把握をし、まず商品の広がりを止めるところから始まりました。その後、どんどん患者さんが増えていく中で、1人1人の症状を把握し、かつ、医師にも確認してもらい、実際にサプリの紅麹と関連があるかないかをその都度行いました。大阪市が中心になった調査でしたが、正直手探り状態で、同じ患者でも追加で調査を深めていくようなものでした。前半部分は本当に終わりなく、患者数も多かったですし、聞きとる項目も多かったので、他の通常業務がだいぶ圧迫されたというのが現状でございます。それに伴って、食中毒対策はどうなのかということですが、

先生のおっしゃるとおり、そこもおろそかにすることはできなかつたのですが、大量調理施設については被害が起これば重大事件になるところですので、重点項目としております。ただ、大量調理及び集団給食の種類には、学校、病院や福祉施設に加え、事業所も含まれています。事業所は企業の中の給食施設で健康な方が食べていることもあり、病院等の方について重点的に回るようにしており、その結果、監視率は 87%となつております。

(三宅先生)

おさえているところというのは承知しているのですけども、例えば、この項目の中にそういう取り組みを入れたりできないのでしょうか。そういうことをすれば、行政としてのアピールになると思います。おそらく既存のフォーマットの中に入つてないので、入れられてないのかもしれませんけど。今、私が感じたような部分というのを見ると出てくる部分もあるし、その中でも公表して取り組んでいるということが示せるような形があつたほうがいいのかなと思います。

(事務局)

次の部会から、そのことも含めて検討させていただきます。

(芦田委員)

資料 3 の 7 ページに食中毒のことが記載されていて、冒頭の山下部長のご挨拶でも食中毒が増えているというお話があり、忌々しき事態だと思います。その理由については、事務局よりコロナウイルスによる制限がなくなった等の説明をしているのですが、実際は多分関係ないだろうと思っています。このノロウイルスによる食中毒が増えていることに対して、県はどういう対策をとろうとしているのか。それともう 1 点、10 ページ目の(2)について、いわゆる健康の食に関する相談受付件数のうち、健康食品 260 件とご説明されたのですが、紅麹のことを言うわけではないですが、機能性表示食品、特定保健用食品なのか、それともなんちゃって健康食品がほとんどなのか、教えてください。

(事務局)

1 点目のノロウイルスについてですけれども、ノロウイルスによる食中毒が顕著に昨年度から増えているのはご指摘のとおりです。昨年度から、手洗いの基本について、新たなチラシも作成し、ノロウイルス等による食中毒の啓発を現在行つてあるところでございます。すぐに結果が出ないところではありますが、できる範囲で啓発していこうとしております。

また、今回お示しした 260 件という件数ですが、紅麹に関する相談については令和 6 年度は 57 件になっております。残りにつきましては、先ほどおっしゃつていただいた、なんちゃって健康食品も当然含まれています。食の安全安心ということに関するものを幅広くとつていて、そういういたものも含まれておりますし、あるいはもつといいましたら、消費者相談全般を受け付けておりますので、購入した商品が健康食品であつて、その売り方に問題があるとか、そういうトラブルも含まれており、総じてそのよ

うな件数になっております。

(渡部恭広委員)

資料3の4ページ目の食品衛生監視指導計画に基づく年間目標監視回数及び達成率において、令和6年度の実績は128%とかなり計画より多く、その理由を教えていただけたらと思います。

(事務局)

監視は施設の危険度に応じてランク付け(A~E)をし、実施しております。Aは1年に1回、Dは6年に1回の頻度の監視で、施設を回っております。したがって、A施設を1件行けば、1件分として計上されますが、D施設は1件行けば、6倍の監視率という形で計上されます。1年間でそれぞれのランクごとに何施設を監視しましょうという目標数を出しており、その目標数よりも監視に行った施設が多くなると、監視率としては100%を上回るという形になります。Aランクの施設は全部回れなかつたのですが、同じ施設でも、複数の許可を持っているところもあり、そのような場合、Aランクの施設に監視にいって、そこがDランクを持っている場合は、どちらも計上されることになり、そういうのもあって、100%を上回る形となっております。

(渡部世志恵委員)

資料3の10ページのひょうご食品認証制度を推進し消費の拡大を図ることについて、消費者団体としてできることがあるのではないかと説明を聞きながら思いました。PRにもぜひ関わりたいなというふうにお話を聞いていて思ったのですが、令和6年度に消費者団体等が関わって、何か実施したというような実績がありますでしょうか。

(事務局)

この認証食品制度の推進、PR、消費拡大については、「ひょうごの美味し風土拡大協議会」というところで、進めております。「ひょうごの美味し風土拡大協議会」には、兵庫県消費者団体連絡協議会もご参画いただいておりまして、ご意見いただきながら進めております。そのような形でご協力いただいております。

(渡部世志恵委員)

ここに認証食品販売コーナーの写真を載せていますが、このような形で、各市でPRするということが可能かなと思うので、また、来年度以降もできたらいいなと思いました。

(森垣委員)

資料1の16の指標、資料3の1ページについて、農薬管理指導士の数について、去年までは達成と認識していますが、今年度は減っています。農薬管理指導士は環境保全型、或いは認証食品等に関わってくるかなと思っています。農薬管理指導士を増やす、維持していくような取り組み、あるいは、今までのトレンド、推移というのをご説明いただきたい。また、今後、この制度をどのような方向性になるかも含めて、少し展望なり、教えていただきたい。

(事務局)

農薬管理指導士につきましては、県内において、仕事上、農薬を取り扱い、地域や組織で農薬の指導に関して教える立場になる方たちを対象に、2日間研修を行い、確認テストに合格された方を認定するということで、長く実施している制度でございます。近年、新規認定者数は大きく変わっていないのですが、今回目標に達しなかったことといったしまして、この制度が始まった初期に取得された方が退職し、業務で農薬を取り扱っている方々が対象なので、退職とともに更新されない方が若干増えているかなという、感触を得ております。ただ、若い人がおそらく新たにそういった業務を担われていると思いますので、農協さんを初めとした、農薬販売また農薬の使い方を生産者に指導する方々、また最近では、ホームセンター、ドラッグストアの方でも取り扱いがございますので、そういった団体にも幅広く呼びかけを行うことで、新たに取得される方を継続的に確保していきたいと考えております。農薬を使う方に直接農薬の使い方を指導する業務に当たる方々、また、ゴルフ場で農薬を使う方等、本当に現場に近い方々を対象にした制度でございますので、引き続き、対象となる方、また、団体にも幅広くお声掛けをして、多くの方に取得していただけるように働きかけていきたいと思っております。

(芦田委員)

いわゆる農業従事者の高齢化に伴って更新する人が減っていると読み取れるようなお話をしたが、よろしいでしょうか。

(森垣委員)

はい。

(土井委員)

資料1の令和6年度末の取組実績における、2番の環境創造型農業のところについて質問です。先ほどの議論もあったように生産者に対する支援についてはお聞きできたのですが、一方で消費者の理解、買い支える消費者の存在というものが、面積を増やすことにつながったり、生産者を増やすというところにも、長期的にみるとつながっていくのかなと思っており、消費者側への理解促進を促すような取り組みやこれから計画されているものがあればお聞きしたい。

(事務局)

環境創造型農業は、手間はかかりますが、化学肥料や化学合成農薬を可能な限り使わない、環境にやさしい取組みです。その価値を理解していただくことも重要と考えております。県は、ひょうご認証食品制度で、作っていただいた商品を認証し、消費者の方にアピールをしています。それに加え、環境創造型農業は環境にやさしい取組であることをもっとPRするような取り組みを進めています。例えば、今年6月に、豊岡で環境創造型農業サミットを開催しました。そこでは、先ほど少しお話いただきましたが、「コウノトリ育む農法」という、コウノトリの野生復帰に備えて、水田がえさ場となるように、環境創造型農業による環境づくりを行っている取組です。この取組をPRするために、

同じような取り組みをしている、佐渡のトキが野生復帰した事例がありますので、そことも連携して、それぞれの取り組み内容についての発表や環境創造型農業は、地球温暖化対策にも必要になっていますよ、というような宣言をする取組を進めています。また、農業改良課では、有機農業を含む環境創造型農業をどのように進めていくか、令和5年度から検討会で検討しています。今年度は、消費者理解もテーマに取り上げて、今後どのような形で進め、継続的に実施できるような仕組み等についても検討をしています。まずは、現時点で取り組んでいる内容について、ご報告させていただきました。

(土井委員)

ありがとうございました。すでに沢山取り組みをされており、とても嬉しいなと思いました。資料3の11ページに、学校の内外で消費者に対する知識普及の取り組みをたくさんされているところがありますので、何かこことうまく連携がさらに進んでいくといいなと思いました。

②食育推進計画(第4次)を踏まえた令和6年度の取組実績と令和7年度の取組計画

資料2、3に沿って令和6年度の取組実績について事務局から説明。

○審議要旨

(渡部世志恵委員)

資料3の14ページについて、子どもと親の健全な食生活の実践というところで、父親と子どもとのクッキング教室をいざみ会で開催したと書かれていますが、お父さんがいない、また、祖父母だけやお母さんだけの家庭等があるかと思いますが、今回、お父さんと子どもを募集する点について微妙なところがあるのではないかと思うのですが、これについてはどのような配慮がなされましたでしょうか。

(事務局)

お尋ねの件は、父親がご不在の家庭についての配慮ということだと思うのですが、もちろんお父様がいらっしゃらないご家庭につきましては保護者の方、特に調理に普段から携わっておられない方も積極的にご参加くださいという趣旨でご案内しておりますので、おじい様とか、場合によってご家庭からはおばあ様も参加されたというふうに伺っております。

(芦田委員)

趣旨は男性の家事育児の知識という形であるため、その家庭の構成等はここでちょっと考えないほうがいいかもしれませんね。そのつもりで県は企画されていると思います。

(事務局)

基本的には普段、家事にあまり携わっておられない方というところを前面に出しているので、父親でないと駄目とか、そのような参加勧奨はしておりません。

(永井委員)

17 ページの（5）家庭や地域における食育の推進について、質問が 2 点ございます。まず、ア（生活困窮者世帯を地域で支援）の方ですが、とても大切な取り組みだと拝見しておりますけれども、生活困窮者世帯の子どもさんをどのように把握しておられるのかというのが 1 点目の質問です。子どもセンターが機能を変えて、包括的な業務を行っている中で、連携をとられているかどうかというところも教えていただきたいと思っております。また、イ（「こども食堂」応援プロジェクト）のこども食堂への補助が令和 6 年度減少しておりますので、その理由につきましても、教えていただけたらと思います。

（事務局）

本日、所管課が来ていないため、詳細はわからないのですが、多分イのこども食堂のプロジェクトの部分については、立ち上げ経費だけを助成するということになるで、新規のところだけにおそらく補助しているのではないかと思います。昨年度は 13 団体ということだと思います。このアの生活困窮者世帯の把握方法ですけれども、また後で所管課に確認をしておきます。

（永井委員）

また、次の機会で結構でございます。おそらく中核市や政令市が除かれているのかもしれませんが、ちょっと少ないようにも感じましたのでお尋ねしました次第です。ありがとうございます。

（芦田委員）

事務局の方から地域福祉課の方へ伝言をお願いいたします。

（渡部恭広委員）

資料 3 の 21 ページは農林水産部の関係の話が書かれており、才で記載されている料理教室というのは非常に効果的で、県漁連としても魚を使った料理教室を定期的に開催しているところです。小さい子どもは自分で料理をして食べるというところまですると、魚嫌いな子でも食べることはわかっており、継続して実施しています。それに関連して、ウの学校給食への県産食材供給拡大についても非常に重要なだなと思っていますが、今の給食の予算でいくと、なかなか地元の魚が出せないというところです。明石市はこのタイミングでは明石の鯛を使おうとか、海苔を使おうとか年間の予算で計画的にされているので、そのような働きかけをしていただきたいと思います。予算の部分についてどのように考えていくかということがどうしても付きまといますが、計画 16 市町に対し、実績 12 市町というのは、理由があったかとは思いますが、これについては実行していただきたいという希望とお願いになります。

（事務局）

先ほどのご意見に関してですが、おっしゃる通り、やはり予算の関係が厳しく、特に今物価上昇もありまして、市町の先生方は予算に納めることに注力しています。学校給食アドバイザー派遣を通して、地元の農林水産物を使ってもらうという事業を実

施しておりますが、やはりどうしても先生としては予算の方、給食食材費にちょっと重点を置かれており、アドバイザー派遣事業については今回の計画に対して実施できなかつたというところがありますので、引き続き呼びかけていきたいと思います。

(渡部恭広委員)

ありがとうございます。また、引き続きお願ひしたいと思います。漁業の各々の浜においては、自分たちで漁ったものを地元の学校に食べてもらう活動を無償で行っております。漁協単位でかなり実施されているのですが、そういうところだけでは足りないので、やはり行政の後押しが必要だと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(三宅委員)

最後に報告いただいた、資料3の26ページの食品の安全性の啓発のところに、アは食の安全に関係するのかなという素朴な疑問なのですが。イも含めて、ここに入れられた理由がもしあれば、教えていただければと思います。必ずしも食の安全ではないのですよ。それでも安全性につなげた何らかの利用促進をされたということですか。入っていてもいいのですが、なぜここに入っているのか少し疑問です。

(事務局)

ありがとうございます。これまでこの項目に入っていたため、ここに置いたということだと思いますが、おっしゃられる通り、この取り組みのところではないと思います。また、整理をします。

(三宅委員)

私はそれぞれに言っていますが、食育と食の安全は連携して上手くやれる部分があると思っており、ここにその項目が出てくるということ自体は、私としては非常にいいことだなと思います。一方で、今のようなことが起こってしまうと、実際、どう考えているのかについて、私は少し疑問で気持ち悪いなと思います。いつもお願ひをしているのですが、やはり連携して1つの審議会としてやっているところについて、どのようにうまく連携してつなげていけるかということが非常に重要なと思いますので、そこをきちんと議論していただいて、ご検討をお願いしたいなと思います。

(芦田委員)

確かに三宅先生が指摘されたとおり、こここの項目に入っているのはおかしいかなと思います。今の三宅先生のお話ですけども、県の方もこの2つの部会をもう少しクロスさせるといいますか、今、バラバラにやっている部分を多少融合していって、部会間の垣根を低くする方向について、どうしたらいいのかということは考えていらっしゃるようです。ですから、来年以降、多少、この部会のあり方が変わってくるかもしれません。そういうことです。

(土井委員)

資料2の計画に関して質問です。令和6年度末時点の取り組み、④食育を7教科の中で実施した中学校の割合の増加について、基準値を上回る実績値が出ていて、評価

として〇と記載がされていて、うまくいっている事例の背景をお聞きしたいなと思いました。また、どのように測定をされているのか、なぜこのように増えたのかというところをお聞きできれば嬉しいです。

(事務局)

今回の調査の方には、各市町への食に関する指導の実態調査からの数値を出させていただいております。食に関する指導を教科の中で実施した中学校の割合が増加した要因としましては、全市町で中学校給食を実施しているなか、県教育委員会としましては、給食の時間だけでなく、教科と連携しながら、教科等横断的に食育について指導するように努めており、そのあたりの周知がうまくいってきている部分が数値、実績として上がってきているのかなというところです。

(土井委員)

このようにうまくいっているところが、他の給食のところであったりとか、先ほど環境創造型農業のところもそうですけれども、反映されていけるといいなと感じました。ありがとうございます。

(森垣委員)

資料の2について、さきほどご説明があった通り、①朝食を食べる人の割合の増加という項目の実績値が、若い世代の男性については44%から49%、若い世代の女性については50%から66.3%に変更ということですが、去年の実績ではそれぞれ80%、84%という高い割合だったのですが、それが半分になった理由を教えていただきたい。加えて、＊の注意書きに、「基準値と直近実績値の出典が異なる」という記載があるが、いつまで異なるのか、基準値と目標値、あるいは評価というのはいつの段階ですべて入るのか、あるいは11項目だけなのか等、この表の見方というか、整合性というか、考え方を少し教えていただきたい。そもそも朝食を食べる人の割合は、若い世代についてどういうものかということを教えていただきたいと思います。資料3の24ページで、おいしいご飯を食べよう県民運動において、少し役もさせていただいておりますが、その中でおむすびを朝食に食べてはどうか、そういう運動もどうかというような意見もあったもので、朝食の重要性というのもそこで議論されておりますので、少しその割合というところの考え方を教えていただきたい。お願いします。

(事務局)

ちょうど計画が来年度までですので、県民意識調査を今年度実施する予定にしております。その調査でもって、評価をすることですので、来年度の計画の策定に向けての基準値取り、評価の指標取りに今年度から取り組んでいるところです。ただ目標値を掲げている指標については、それに何か近しい調査で取れないかというところで、アスタリスクマークをつけ、参考値として記載をしています。来年度については、このバーのところに実績値が入り、きちんと評価をしていきたいと思っているところです。健康増進計画の策定時も思ったのですが、実績値よりも少ないと言っても

誤差の範囲なのか、ただ、その数値より低かったから悪いということではないと思っておりますので、そのあたりを統計のところも少し加味しながら、見ていきたいと思います。目標値が100%と高く、物価も高騰しておりますし、なかなか達成については難しいところもあるかと思います。朝食に関するアンケートの項目について、前回の調査と同じような問い合わせで、対象は違っていますが、取ることにしておりますので、それで評価をしていきたいと考えております。

(森垣委員)

去年の80%と今年の40%というのは何の違いがあるのでしょうか。

(事務局)

昨年度の値も間違っております、令和5年度実績値について、男性は56.2%、女性は67.5%が正しく、令和6年度実績値については、男性は49.0%、女性は66.3%ということです。

(芦田委員)

数字がころころと変わっております、しっかりと資料を作っていただければと思います。よろしくお願ひします。

(三宅委員)

補足させていただくと、男性女性、若い若くないだけではなくて、例えば、大学生であったり、属性によって、その数字は変わってくるような気がするので、そういうところまでとらえられているのかどうかわからないですが、そういうことをとらえることで、どういうことをすればいいか、対策も変わってくると思いますので、もし、そのあたりが入っていなければ今後の課題として、次に実施するアンケートの中にはそういう属性もある程度含めてとられたらしいのではないかなと思います。

(芦田委員)

ということですので、三宅先生のご意見も、今後、反映させていただければと思います。

(永井委員)

災害時の食に備えるというパンフレットの内容について、少し意見といいますか、お願ひです。これはどれぐらいのサイクルで改定されているものなのでしょうか。できたばかりですか、それとも改正の予定はございますか。災害時の食に備えるというところで、7日間になっていますので、比較的新しいのかなと思うのですが。

(事務局)

今お手元にお配りしておりますのは、令和5年に若干リニューアルしたもので、今年度改定予定になっております。

(永井委員)

それではぜひ、何点かお願ひがございます。高齢者の方が災害弱者になられことが多いと思うのですが、2ページの、防災袋に入れる持ち出し用食料品の中身が、い

つも乾パンとお餅が含まれているのが少し気になっております。アウトドア用品やレトルトのものが充実している中で、重さという点も考えながら、缶のものでよいのかとか、缶切りは不要ではないかとか、喉詰め等に対する安全面はどうか等、少し気になるところがございますので、そのあたりも少し考えて、改定していただくと良いのかなと思います。また、全般、見直していただけると思うのですが、5ページについて、キャンプ用品が充実する中、七輪というのが入手しやすいのかどうか、一酸化炭素中毒の危険はないのか等、あえて勧める必要があるのか、そのあたりも気になっております。専門家の方とも連携されながら、改定時、その2点について気をつけていただくと良いのかなと感じております。

(事務局)

おっしゃるとおり、確かに七輪に関してはそうだと思います。

(3) 第5次食の安全安心推進計画及び食育推進計画について

(芦田委員)

今、第4次食の安全安心推進計画及び食育推進計画について議論していますが、これは5カ年計画となっており、令和8年度で終了します。先ほど冒頭で諮問があったように、次の第5次食の安全安心推進計画及び食育推進計画について検討していく必要がありますので、それにつきまして、事務局に説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

資料4に沿って、第5次食の安全安心推進計画及び食育推進計画について事務局から説明。

令和9年度からの第5次食の安全安心推進計画及び食育推進計画について、今後のスケジュールについて簡単にまとめております。具体的な内容につきましては、それぞれの部会で検討していただく形となります。

令和7年度からみていきますと、本日、第1回審議会を開催し、第4次推進計画を踏まえた令和6年度の取組実績と令和7年度の取組計画について説明し、各委員の先生からご意見等いただきました。食育推進部会は10月10日に、食の安全安心推進部会は11月頃に開催し、第5次推進計画に向けての意見、現計画の進捗状況及び評価等を予定しております。2月には第2回審議会を開催し、令和7年度の取組状況や10月及び11月に開催する各部会からの報告等を予定しているところでございます。

令和8年度になりますと、4月に審議会の新委員の任命、7月には第1回審議会を開催し、柱の構成も含めた第5次推進計画の骨子案の検討や第4次推進計画を踏まえた令和7年度の取組実績等を審議したいと考えております。それを踏まえまして8月に第1回、9月に第2回の部会を開催し、第5次推進計画の案を検討し、10月～1月頃にパブリックコメントを実施していきたいと考えているところでございます。パブリックコメントの結果も踏まえまして、第2回審議会を開催し、最終的な第5次推進計画の内容を

皆様方と共有していく流れとなっております。

(芦田委員)

来年は本日諮問を受けました第5次推進計画を策定し、再来年2月から3月頃に答申、また、第4次推進計画の報告の準備もしていく必要があり、皆様からの協力が必要ですので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議題に関しましては終了いたしました。事務局の方から何かご説明がありましたら、お願ひします。

6 その他

○専門部会の開催について

(事務局)

今年度の専門部会の開催についてご説明させていただきます。資料は「令和7年度食の安全安心と食育審議会部会メンバー」をご覧ください。令和4年4月1日から第4次推進計画がスタートしております、今年度、今後の県の政策について、より専門的に協議をしていただくため、食の安全推進部会と食育推進部会を開催いたします。各部会の開催時期等については先ほど説明していさせていただいた通りでございます。各委員に関しましては昨年度に引き続き、各部会に所属していただきたいと考えております。

食の安全安心推進部会には、三宅委員、八木委員、井上笑花委員、森垣委員、岩井委員、濱田委員に留任いただき、新たに渡部世志恵委員、有馬委員に加わっていただきたいと思います。また部会長は引き続き、三宅委員にお願いをしたいと思います。

食育推進部会には、永井委員、芦田委員、土井委員、渡部恭広委員、それから橋本委員、大西委員、網島委員に留任いただき、新たに井上紀代美委員に加わっていただきたいと思います。部会長は引き続き、永井委員にお願いをしたいと思います。

各委員の皆様方、どうぞよろしくお願ひいたします。

(芦田委員)

安全安心推進部会については生活衛生課で、食育に関しましては健康増進課で所掌する部会となっているところですが、両課の間でもう少しコミュニケーションをとっていただいて、本日の審議会でも質疑応答にも出ましたが、部会のあり方や部会の垣根を低くするやり方についてあわせてご検討いただければいいかと思います。よろしくお願ひします。

○参考資料4について

(事務局)

参考資料4のSNS投稿に関する資料について説明します。以前より委員の方からご意見をいただいております、SNSの投稿に関する資料で、X（旧ツイッター）に関するものとインスタグラムを活用したものを、簡単にまとめさせていただいたところです。

インスタグラムの方からますご覧いただきたいと思います。兵庫県の広報のインスタグラムに載せているものの中から、食育及び食の安全安心に関する投稿例を4つ示させていただいております。こちら県の広報ということもありますし、フォロワー数は7981名ございます。

次に資料の裏面をお願いいたします。Xの方ですが、こちらフォロワー数としては現在68名ということになっております。こちらもインスタグラムと同様に、投稿例を示させていただきました。

インスタグラム、それからXについては、SNSに関するプラットフォームでの有効性や有用性がそれぞれ違います。特にXの方については、即効性であるとか、オンラインでの投稿が求められますので、適宜ポストをしていっているところでございます。あわせて、当然フォロワー数を増やしていきたいというのが我々のねらいでありますし、それから、委員の方からいただいたご意見でもありますので、いわゆるリポストしていくことで相手との繋がりを求めていくという形をとらせていただいており、今年4月からは29投稿、それから56リポストしております。今後、少しでもフォロワー数が増えていくように、鋭意努力をしているところでですので、お集まりの委員の方々、フォローしていただいているかとは思いますが、この機会に是非ともご協力をお願いしたいと思っているところでございます。

○令和7年度の絵手紙コンクール

(芦田委員)

それでは、他に何かございますか。次は健康増進課の方からお願いします。

(事務局)

参考資料2の令和7年度の絵手紙コンクールの審査について説明させていただきたいと思います。今年度の絵手紙コンクールは、「生産者へのメッセージ」と「健康につながる食習慣」をテーマに、6月2日から8月29日まで募集をし、8月15日現在で527通の応募が届いております。食育推進部会にて、審査をお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

○ご意見等

(芦田委員)

はい、ありがとうございました。これで協議予定の資料の説明等は全部終わりましたが、事務局、それから並びに各委員の皆様方から何か、他にございますでしょうか。

(有馬委員)

今日は兵庫県食品産業協会の1会員として、初めて審議会に参加させていただいております。まず私どもは食品製造メーカーの有馬芳香堂でございまして、HACCPの取り組みをやって参りました。コロナの間に、すべての従業員を集めて、まずHACCPの衛生管

理の基本について研修を実施しました。どのようなHACCP研修だったかと申し上げますと、独立行政法人であるポリテクセンター兵庫が主催する生産性向上支援訓練の適用を受けて、HACCP研修を行いました。まず、ポリテクセンター兵庫の方が組合、会社に訪問し、私の会社でありますと、製造現場における現状の問題点等についての面接を受けた上で、微生物科学協会の先生方に来ていただいて、従業員の知識を向上させていきました。ただ、最近はですね、熱中症対策が一番の課題になってきております。それとHACCPのことに関して言いますと記録を取っていくところの苦労、これは従業員にとって非常にプレッシャーになりました。でも、これがなければお客様からの訴えとか、様々なお問い合わせに対して適切に回答できません。HACCPに取り組むことによって安全が確保され、そして、そこで安心して働ける、安心して食べができる商品を作り、お客様からの信頼を得るという、私の基本的な考え方沿って進めていますが、本当に継続していかなければならないことだと思っています。

兵庫県認証食品について、私どもは何度もこの認証を取得したいと考えております、質問させていただきます。兵庫県稻美町の工場で作っているのですが、やはり主原料が他県産品であったり、海外品なのですよね。例えば淡路島産の塩を使ったところで、兵庫県産にならない。また、ものすごく売れている商品でアダチ醸造の醤油を使ったカシューナッツというのがあるのですが、これも兵庫県産にはならない。輸入原材料等が多い場合は、現状の県認証食品制度では認証できないということです。兵庫県には豆の製造メーカーが多いのですが、その中でも、国内できちっと作っている業者は少なくなっています。どのように取得すればいいのか、ご指導いただきたいなと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

最後にもう1点、今年ももうじき東播磨県民局主催の催事で、親子10組20名の工場見学を受け入れ予定であり、これは4年連続で実施しております。7月には三木市の親子10組の受入れをしました。私どもの工場には見学者フロアはありませんが、子供さんたちがつなぎ服を着て宇宙服みたいな格好になって、工場内に入っています。本当に楽しんでいただきました。見学いただくことにより消費者の理解が進み、従業員の安全安心への意識向上につながり、継続していきたいと考えております。

(芦田委員)

先ほどの認証食品の質問につきまして、県の方、回答についていかがですか。

(事務局)

認証食品の認証については基準がございますので、個別にご相談いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(芦田委員)

会場の都合もありますので、これで一旦切らせていただきたいと思います。進行を事務局に返したいと思います。お願ひします。

(事務局)

芦田会長はじめ、委員の皆様におかれましては本日も貴重なご意見、本当にありがとうございました。また、本日頂戴いたしましたご意見については、現行の第4次計画、また次期第5次計画の方へ反映させていただきたいと思っております。それでは、これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。皆様、本日はどうもありがとうございました。